

令和２年度第２回島原市入札監視委員会議事概要

開催日時	令和３年２月９日（火）午後１時５５分～午後４時１５分
場 所	会議室２Ａ
委 員	吉田 省三 委員長（長崎大学 経済学部非常勤講師） 本村 三郎 委員（税理士） 中村 聖三 委員（長崎大学大学院 工学研究科教授） 山下 雄一 委員（弁護士） 馬渡 清範 委員（商工会議所常議員）
市関係出席者	高原総務部長 《事務局》中村契約管財課長、酒井契約検査班長、吉田事務員 《工事主管部署》 ▶ 教育総務課…森崎課長、入江主査 ▶ 水道課…伊藤班長、濱部主任 ▶ 市民安全課…平田主任 ▶ 道路課…荒木課長、本多班長、池田主査 ▶ 都市整備課…酒井課長、吉田班長、木下班長、高原主任、藤本主任、吉田主任
報告事項	令和２年度上半期入札執行状況等について
抽出事案審議	令和２年度上半期発注工事の審議について
審議対象期間	令和２年４月１日 ～ 令和２年９月３０日
抽出事案	８件 ※各委員から２件以内で抽出（重複あり）
委員からの意見・質問とその回答等	別紙のとおり

(1) 報告事項 令和2年度上半期入札執行状況等について	
意見・質問	回 答
【建設工事の指名競争入札において、辞退が増加していることから、不調・不落発生の防止策として、建設工事登録業者に対し、やむを得ず一定期間の間入札参加ができない場合に入札指名辞退届の提出を勧奨する通知を行ったことを報告】 上記について 届け出が出ることで指名に困るなどの支障はなかったか。 指名辞退の理由はどのような理由が多いのか。 業者が連合して辞退し、指名業者を絞り込ませるような恐れへの対策は考えているか。 従前からの案件ごとの辞退届も同じような談合につながるリスクがあったと思う。気を付けないといけない。 指名辞退の期間はどの程度の期間であるか。 辞退届には事実を裏付けるような書類を添付させているか。 指名辞退届が不落防止になる理由は何か。	届け出を出しているのは、土木一式工事のBランクがほとんどで、このランクの業者数が41社であることから、支障はない。また、土木の中でも「橋梁補修」工事の指名を辞退する業者も数社あるが、これについても指名に支障はない。 技術者不足、手持ち工事が多い、橋梁補修工事については下請け業者がいないという理由が多い。 指摘の点については、特に対策は考えていない。指名辞退が出るような工事は、積極的に受注したくないような案件であり、業者が連合して何等かの動きをすることは考えにくい。 — 短い業者で3か月、長い業者で11月末までというのがあった。 辞退届のみの提出にとどめている。 指名してほしくない業者の辞退を回避することで次順位の業者の指名ができ、不落の防止に寄与すると考えている。

不落にならない可能性が若干改善するのは理解できるが、本質的な対策になっていない。取りに來ない理由は何なのかというところが解決されないと、根本的な不落防止対策にはならない。 本件については、談合のきっかけにならないとも限らない。運用には十分気を付けること。	例えば、橋梁補修工事は不落の原因がわかっており、発注時期を考慮するなど対策が考えられる。このように原因を探りながら対策を検討したい。 —
---	--

(2) 抽出事案審議 令和2年度上半期発注工事の審議	
審議1 第五小学校第13棟外部改修工事	
意見・質問	回 答
無効になるとわかっていて、わざとこういうこと（入札書を2通提出）をしたのではないか。	聞き取りによると、「入札時、入札書を1回目用と2回目用の2通、工事費内訳書1通を用意しており、本来であれば、1回目の入札で入札書1通と工事費内訳書1通の計2通を封入するところ、誤って入札書2通を封入し投函してしまった。提出後、手元に工事費内訳書が残っていることで誤りに気づき、申し出たが、提出した入札書は撤回することができないとのことであった。」ということであった。
軽微なミスの場合は、補正させ入札の機会を与えても良いのではないか。	今回の場合は、契約規則に無効のケースとして具体的に示しているので、無効としたものである。
審議2 上の原浄水場新設工事（機械・電気）	
意見・質問	回 答
土木工事は、正確に積算できることが多いと思うが、この機械・電気の工事かなり設計に近い積算がされている。公表単価であったのか。また、機器の購入等はなかったのか。	水道事業に係る単価は厚生労働省により積算基準が公表されている。本工事の機器、材料費はほぼ公表されており、積算する箇所は人件費くらいしかない。
グラフに再下限値というものがあるが、最低制限価格との関係を説明してほしい。	最低制限価格は、最低制限設計価格に事前ランダム係数を乗じて出した「最低制限基本価格」に公開ランダム係数を乗じた額である。最下限値は、2回とも最も低いランダム係数が出た場合の額を参考値として示したもので、規則等で定義したものではない。

ランダム係数を使うのは不正防止のためだと思うが、本件については、市は3千万円程度損をしていることになる。 不正は情報漏洩により起こりうるもので、発注者側の問題であり納税者の問題ではない。そういうのを心配してランダム係数をかけて余計な金額を払わないといけなくなる結果が良いことなのか疑問である。 長崎県が調査を行った結果によると、全国的にはランダム係数を使用している自治体が少数であることが分かっている。 検討の余地があると思う。	全国的な状況は把握できていないが、県内ではランダム係数を使用している自治体の方が多い。 今年度、ランダム係数の影響で不落になったケースが散見されたところであり、現在、最低制限価格のあり方について研究をしている最中である。県から情報を入手し、品確法との整合性等を確認しながら、引き続き考えていきたい。
実際に不正の事例もある。そのようなことがないように発案された制度でもあるので、そこも考慮したうえで検討してほしい。	
県内で起きた不正事案の入札結果を調べてみたら、指名競争入札でランダム係数も使用している。今後、判決文を確認したいと思うが、ランダム係数を使用したとしても不正は起きていることから、ランダム係数は不正防止の絶対的なものではないと考える。	
浄水場を新設したら何年後かに補修が必要になると思うが、機械の汎用性を念頭に置いて発注したか。	メーカーは指定することができない。 受注した業者の調達したものを使うことになる。
新設の場合、工事を受注した業者がメンテの際や更新の際にも受注してしまう。 将来的にメンテ等が必要なものであれば、そこも含めて発注してはどうか。 受注者側が将来的なメンテ、補修等も見込んで、工事を安く取ったら、結果的に高くつくのではないか。	P F I 等の方法で発注すればできるのかもしれないが、現在のところ、そのような方法での発注は導入していない。
受注者が5年後、10年後に存続しているのかという懸念もあり、難しい部分もある。	

施設の補修・更新において、毎回同じ業者が受注する。それが業界の暗黙のルールになってしまうと、係る費用が高つく。	土木工事とは事情が違う。 ポンプ等の更新であれば、仕様書に同等品以上と謳うようにしている。
既存の浄水場を参考にすればいいか。	
このように設備を新設する工事を発注する場合は、何らかの工夫を検討してほしい。	—
この工事を共同企業体で発注した根拠は何か。	本工事は発注予定金額が１億５千万円以上であり、「島原市特定建設工事共同企業体取扱要領」に規定する、共同企業体に発注できる工事であることが一つの根拠である。 また、業種が複数混在する工事であり、ある程度大きな工事で分担ができながらも、微妙な境目の部分は、共同企業体の方が連携を比較的取りやすくなることから共同企業体での発注とした。 今回は、同業種で、違うランク同士で組む従前の共同施工方式とは違う、異なる業種で組ませる分担施工方式を初めて採用した。
共同企業体に発注する場合は、協定書どおりに履行されているかは確認してほしい。	—

審議３ 島原市消防団第１８分団管轄耐震性貯水槽設置工事

意見・質問	回 答
数千円の差で失格になり不落に終わっていることから、何らかの方策はないかと思い本件を議題に挙げたが、審議８の総合評価落札方式に準じた決め方もあるのではないかと思う。	—
失格になった業者との協議（不落随契）はできなかったのか。	最低制限下限価格を下回れば失格となり、協議できる対象ではない。
予定価格を上回った者が失格にならないで、最低制限価格を下回った者が失格になるのはおかしい。	最低制限価格の制度上、やむを得ない。
ランダム係数の出方で最低制限価格が上がったことで、品質が確保できないというのは、論理上おかしい。上に裁量があつて、下に裁量がないのは納得いかない。	どこかに線引きをしないとイケない。ダンピング防止の観点からも有効と考える。

審議 4 小山新山線改良工事	
意見・質問	回 答
失格やランダム係数が論点となっている他事案と違い、本件は1社以外、予定価格付近前後での入札であったので不自然と感じた。 説明を聞いたら、交通事情などがあり理解できる部分もあるが、入札結果表を見る限りではそれが見えず、議題に選んだ。	—
落札者とそれ以外の多くの業者の入札額が離れている場合は気を付けた方が良い。	—
審議 5 第三川床橋橋梁補修工事	
意見・質問	回 答
タイミングをずらして発注したらこのような事態にはならなかったのか。また、補修そのものの緊急性はないのか。	5年に1回の定期点検によるもので、要修繕の判定となったもの（判定が3）を補修している。
そうであれば、多少遅れてもいいのかもしれないが、もし、緊急性を要する橋であれば問題がある。 特殊な事情があるときには、一般的ではない自己予算で手当てするような単価で割り増して積算できないのか。	補助事業であり、国の基準に沿っている。特別な配慮はできない。
特別な事情がある場合の上乗せについて、国等に対して声を上げることはできれば良いと思う。	—
指名した14社は橋梁に関する技術者を有しているのか。	土木一式工事のBクラスの業者を指名した。保有する技術者の資格までは把握していない。
こういう状況の中で落札した業者が施工した工事は、品質には気を付けた方が良い。	—
14社中4社しか応札しないというのは、技術者がいない業者が多いということであって、土木のBランクを指名することに意味があるのか。	設計額に応じて指名するランクを決めている。どのような技術者を保有しているか、どのような下請業者を確保できるのかなどの情報をつかんでいるわけでもなく、このような指名をしている。

橋梁の資格を有する技術者は、工事の期間だけ保有していればいいのか。	橋梁に特化した資格はない。 橋梁の工事時期を調整できれば改善されると思うので、関係課間で検討したい。
橋梁工事のできる下請業者のあてがある業者は限られている。業者指名で工夫が必要ではないか。	現在のところ「橋梁」という業種はない。 土木一式で指名を行うしかない。
4回の入札での工期はすべて同じなのか。	4回とも標準工事である3か月としている。 補足として、発注時期について、河川の占用許可が10月にならないと下りないことからこの時期になっている。
辞退した業者の辞退理由に「工期内完成困難」というのがあるが、工期を伸ばすことはできるのか。	落札後に協議があれば対応可能である。
協議すると工期はどれくらい伸ばせるのか。	理由による。
入札は、着工の直前でないとできないのか。（年度の早い時期に入札しておくことはできないか。） 多くの自治体が一斉に発注することになり、早い者勝ちになってしまう。	業者（技術者）を拘束してしまうことになる。 補助が付くような工事は、交付決定がない限り着手できない。

審議6 柏野住宅屋根・外壁改修工事（うめ）

意見・質問	回 答
比較的簡単に積算できる工事で、90%で入札するはずである。 もともとの設計額が高いのではないか。発注者と入札参加者に何らかの認識の違いがあると考ええる。 こういうことが散見されるようであれば、調査も必要ではないか。	この工事は、塗装がメインである。 単価は、特殊単価ということで見積公表している。基本的に、業者が独自で値を入れるところは仮設工事部分などで、そこに差があったと思う。
県の単価を使うということを業者は知らないのか。	知っている。
見積公表は毎回しているのか。	県単価に記載がないもので、見積を取ったとき、参考資料として公表している。
その通り計算すれば価格は出るのか。	その部分の直接工事費は出る。
足場を組む本数とか人工（にんく）の数とか厳密に計算できるのか。	設計では、足場で言えば、㎡単価があるのでそれを使っている。

業者は、正確なレベルで工事費が出せるのになぜ最低制限価格を割り込む額を入札するのか。	わからない。
業者は、厳密に正確な金額までは出せないということか。	数量は参考資料として出しているの、あとは単価をいくらで入れるかに左右される。
特殊単価は、通常価格（県単価）と比べて高いのか。	通常のものよりも高い。
県の単価は公表されているのか。	建築の積算に使用する県単価は、一般的には公表されていない。
特殊なものであるということは事前に伝えてあるのか。	図面に示し、事前に配付する。
審議 7 稗田団地解体工事（その 1）・稗田団地解体工事（その 2）	
意見・質問	回 答
工事を分けるときと分けないときの基準・目安はあるのか。	明確な基準等はない。 現場や周辺の状況に応じて判断する。工期的観点から、できるだけ近隣住民に迷惑をかけないように配慮する。
この工事の現場は住宅街にあるのか。	近隣には民家があり、また、隣接する市営住宅には入居者がいるので、工期短縮の観点から分割発注とした。
審議 8 広馬場下公有水面埋立工事	
意見・質問	回 答
総合評価落札方式を実施する理由は何か。	公共工事の品質確保の促進に関する法律で、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして掲げられた方式であり、当該方式の導入と拡充について、国が通知している。県からも実施についての指導がある。 本市においても年度に 1 回程度実施している。
通常の方式と比して効果はどうか。	評価基準の加算点に社会貢献活動等を入れており、地域貢献に寄与することから、年度に一件は実施しても良いと考える。
総合評価落札方式試行要領の別表にある評価基準ではアバウトな部分が表示されているが、今回の評価基準とは若干異なる。	要領にある別表はモデル的なもので、案件に応じて、その都度具体的に基準を定めている。
国の示すモデルか。	特別簡易型(市町村型)の例を参考にしている。 特徴として、同種工事の施工実績などを評価す

	る方式である。
年度に一度実施するというのはだれが決めるのか。	建設工事指名選定委員会で決定する。
労力がかかる。 実施すべきものなのか。	県内各市の実施状況を見ると、平成31年度で本市を含め6市、30年度は4市が取り組んでいる。取り組んでいない市の方が多い。 本市としては、国・県が推奨していることから実施している。
品質に結果が出れば意味があるが、労力に比べてコストパフォーマンスが良くないと感じる。今回も結局安く入札した業者が落札している。 実施しないで良いのであればする必要はあるのか。	実際、維持的な工事が多く、総合評価に適する案件が少ないのが現実である。
総合評価に適する、適さないというのはどう判断するのか。	技術的な工夫が反映されるような工事が適するもの、維持的な工事が適さないと考えている。
それは特別簡易型ではない。発注者側が求めている以上のものを出してもらうのが本来の総合評価落札方式である。 そういう案件がなければ無理に実施する必要はない。	—
総合評価で行うと、価格だけよりも談合が起こりにくいという利点もあるのであろうが、評価点を漏らしたという事例もあるので、一概には言えない。	—
本委員会のメンバーも入れ替わっており、各自、本件も含め制度等に対する疑問点があると思う。 その疑問点に対しての説明の場を設ければ理解が深まると思う。	—
《審議案件に関する委員会の所見》	
審議の結果、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保について問題は認められず、適正に処理されていた。	